

防災車庫資材庫建設 設計業務委託

設計書

入善町総務課

939-0693 富山県下新川郡入善町入膳423

TEL (0765) 72-1100

FAX (0765) 74-0067

	課長	係長	設計	検図(副主務)	精算
令和 7 年度	No.	月 日 着手	月 日 完了	令和 7年4月	

設計用紙			入善町		
設計概要			3. 業務概要		
1. 建物位置			町が提示する基本計画図に基づく以下の設計業務		
入善町 入膳 地内			(詳細は、別紙『委託業務説明書』による)		
2. 建物構造・規模			実施設計図書の作成(意匠、構造、設備)		
構造 鉄骨 造 平屋 建			工事費調書(内訳書、数量調書等)の作成		
面積 90㎡程度			地質調査:スウェーデン式サウンディング調査		
敷地面積 約100㎡			申請業務		

委託料 円

但し、防災車庫資材庫建設 設計業務委託の業務委託料として

内訳	I 直接人件費	1.0	式
	II 諸経費	1.0	式
	III 技術経費	1.0	式
計			
消費税相当額		10%	
合計			

符号	工種	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	直接人件費							
		要求等の確認、現地調査	地質調査含む		人日			
		法令上の諸条件の調査、関係機関との打合せ			人日			
		実施設計方針の策定			人日			
		実施設計図書の作成			人日			
		積算業務			人日			
		実施設計内容の建築主への説明等(資料作成含む)			人日			
		申請業務	確認申請		人日			
		I 直接人件費 計						

委託業務説明書（仕様書）

1. 業 務 名 防災車庫資材庫建設 設計業務委託
 2. 履行期限 令和7年7月31日
 3. 設計条件
 - (1)設計は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく政令及び条例による規定によるほか、この仕様その他町の諸規定に定めるところ及び町の指示するところによって行うものとします。
 - (2)設計にあたっては、現地を十分に調査のうえ、敷地平面実測、高低測量等の資料により設計し、又気象・給排水・ガス・電力・通信等は関係機関と十分打合せのうえ町と常に緊密に連絡協議のうえ設計するものとします。
 - (3)設計の各段階において町と協議を行い、逐次設計を進めるものとします。
 - (4)「入善町施設等建設工事委託設計業務取扱について」によります。
 4. 業務範囲 設計業務は、標準業務、追加業務及びその他業務とし、その範囲及び内容は次に掲げるところによる。
 - (1)標準業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項に掲げるものを基本とし、設計対象は以下とする。
 - ・用途：車庫・資材庫
 - ・規模：間口8m×奥行9m程度 ※平屋建て
 - ・設備：電灯設備(外灯含む)、コンセント設備、給排水設備（散水栓程度）
その他法令等の規定に基づく設備
 - ・付帯：付近駐車場区画線の消去・塗り替え、既存駐車場外灯の撤去・復旧
 - (2)追加業務及びその他の業務内容は以下による。
 - ・工事費調書の作成
 - ・地質調査（スウェーデン式サウンディング試験）
 - ・申請業務
 5. 貸与資料 ・敷地図（CAD データ）
 6. 成 果 品 ・実施設計図書の作成
 - ① 設計図書の作成（建築及び設備の仕様書、一般図、詳細図、等）
 - ② 構造設計図書の作成（構造計画、構造計算書、構造図、等）
 - ③ 電気設備計算書の作成（電気設備の容量・負荷計算、照度計算、等）
 - ④ 機械設備計算書の作成（給排水計算、等）
 - ⑤ 工事費調書の作成（内訳書、数量調書、単価根拠、見積比較表、等）・打合せ記録簿
- ※成果品はファイル綴りで1部、電子データ（CD）で1部を納めること

入善町施設等建設工事委託設計業務取扱について

(設計図書等)

1. 作成するもの

- イ 設計図、構造計算書
- ロ 工事費調書
- ハ 拾い出しならびに採値表
- ニ その他

(共通仕様書、特別共通仕様書)

2. 共通仕様書は国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事共通仕様書」を使用する。

(特記仕様書)

3. イ 特記仕様書は設計図に組み入れるものとする。

- ロ 特殊な工法又は特殊な材料を使用する場合において、施工業者、製造業者又は商品名を指定するときは、事前に甲の承認を得ること。
- ハ 商品名の指定は特記仕様書に記入し、図面には記入しないこと。
なお、材料等の名称は共通仕様書又はJISに使用されている名称とする。
- ニ 材料の規格、等級等について規定する必要がある場合は、特記仕様書に明記すること。

なお、規格、等級等は共通仕様書又はJIS等によること。

(設計図)

4. イ 設計図の大きさは甲の指定するものとする。

- ロ 原図用紙は設計事務所独自のものを使用してよい。
- ハ 設計図の編集は下記を標準とする。

表紙（様式1）

目次

工事概要

- A（建築） 特記仕様書
仕上表
配置図（外部周囲の寸法並建物より外部敷地境界迄の寸法記入）
面積表
一般図（平面図、立面図、断面図等）
意匠詳細図（矩計図、立面詳細図、断面詳細図、展開図、建具表等）
構造一般図（一般基準、伏図、軸組図等）
構造詳細図（柱、梁リスト、壁、床版リスト、架構図等）
- B（工作物） 設計概要
特記仕様書
一般図
詳細図
- C（電気） 設計概要
特記仕様書
一般図
詳細図
- D（機械） 設計概要
特記仕様書
一般図
詳細図
- E（外構） 設計概要
特記仕様書
一般図
詳細図

（注）工事区分及び順序は共通仕様書に合わせるのを原則とする。

ホ 設計図内で使用する用語、材料名称等は共通仕様書、建築学会、JIS等で用いられているものを使用すること。

ヘ 作図、表示記号等は設計事務所独自の方式でもよいが、JISによることが望ましい。

(工事費調書)

5. イ 用紙は設計事務所独自のものを使用してよい。

ロ 大きさはA4版を標準とする。

ハ 用語は設計仕様書と一致させる。

ニ 単価等については甲の指示による。

ホ 編成は下記を標準とする。

表紙

工事費総括表

工事別直接工事費内訳

建築工事直接工事費内訳（工事区分は共通仕様書に合わせる）

工作物工事 〃 (〃)

外構工事 〃 (〃)

電気設備工事 〃 (〃)

機械設備工事 〃 (〃)

(工事名称)

6. 甲の指示による。

(設計図の提出)

7. イ 設計図の提出は（ロ）の原図を除き設計完了時とする。

ロ 設計図 原図は受託者が5年間保管し、その後は甲の指示により処分する。

複写（3部）

設計データ（CDまたはDVD：JWWを標準とする。）

ハ 縮刷版 甲の指示により作成し、提出する。（A3版）

必要図面は下記を標準とする。

表紙、配置図、平面図、立面図、仕上表、詳細図、建具図、家具図

構造図、電気設備図、給排水衛生設備図、空調設備図

ホ 工事費調書 鉛筆書き原稿及び複写各1部

ヘ その他必要に応じ提出する。

(打ち合わせ記録等)

8. 甲又は関係諸官庁、その他会社等との打ち合わせの記録は必ず打合書に記録し、捺印をとり、完成検査時に検査員に提出すること。

(解体材、発生材)

9. 解体材又は発生材が設計段階で発生することが判明している場合は、甲の指示によりその処置方法を特記すること。

(図面説明)

10. 甲の指示により、特に必要があると認められる事項については、文書（図面説明書）にまとめ、その原図を事前に甲に提出すること。

(質疑応答)

11. イ 指名請負業者の質疑事項に対する応答は、甲と事前に協議のうえ、所定の期日に応答すること。
ロ 質疑応答事項は文書（質疑応答書）にまとめ、原図を提出すること。